明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・法務・経済産業一）　一
○許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令（法務・経済産業一）　三
○政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令（財務一〇）　四
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一）　四
○特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程等の一部を改正する省令（防衛四）　五

〔告　示〕

○除籍の一部が滅失した件（法務五六）　三〇
○日本国に帰化を許可する件（同五七）　三〇
○租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件（文部科学一五）　三〇
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働四三）　三〇
○駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給細則の一部を改正する告示（防衛五五）　三〇
○道路に関する件（近畿地方整備局一四、一五）　三〇
○道路に関する件（中国地方整備局一四～一六）　三〇
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委八）　三〇
○特定危険指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委一三〇）　三〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　三〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験　三〇

平成三十一年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　三〇

〔公　告〕

諸事項　三〇

裁判所　三〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇
地方公共団体　三〇
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他　三〇

省令

総務省令第一号
経済産業省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
経済産業大臣　世耕　弘成

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四まで及び様式第六中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○法務省・経済産業省令第一号

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

法務大臣　山下　貴司
経済産業大臣　世耕　弘成

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部を改正する省令

（許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部改正）

第一条　許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和三十六年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令の一部改正）

第二条　割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令（平成三十年法務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省令第十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

政府所有有価証券取扱規程等の一部を改正する省令

（政府所有有価証券取扱規程の一部改正）

第一条　政府所有有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政府保管有価証券取扱規程の一部改正）

第二条　政府保管有価証券取扱規程（大正十一年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第九号書式までの書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。